解散公告（第一回）

当基金は、平成二十五年十二月十六日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十日

埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目二九九番地三　埼玉県トラック総合会館四階

埼玉県トラック厚生年金基金

代表清算人　遠藤　俊作

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月二十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十日

滋賀県大津市坂本一丁目番三番五〇号

財団法人萬世協会

代表清算人　山﨑　博昭

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十五年十二月十九日奈良県知事の認可により解散いたしましたので、当公社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十日

奈良県生駒郡三郷町勢野西一丁目一番一号

三郷町土地開発公社

清算人　森　宏範

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十五年九月十二日福山市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十日

広島県福山市新市町大字新市四四七番地の一

新市町佐賀田土地区画整理組合

代表清算人　千葉　計五

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月十八日開催の臨時会員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十日

広島県呉市本通二丁目六番三号呉商工会議所ビル六階

社団法人呉クラブ

代表清算人　奥原征一郎

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年十二月一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十日

山口県下関市豊田町大字矢田四二八番地

社団法人豊田土木協力会

清算人　福田　義嗣

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十五年十二月四日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十日

愛媛県伊予郡松前町大字北川原二〇六五

アサヒユニオン協同組合

代表清算人　尾﨑　將継

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月二十九日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十日

高知県高知市朝倉戊三七五番地一

財団法人高知県福祉基金

代表清算人　青木　章泰

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十五年十二月二十六日福岡市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十日

福岡県福岡市西区大字吉武三四四番地三

福岡市金武・吉武土地区画整理組合

代表清算人　牛尾　光昭

解散公告（第一回）

当法人は、社員総会の決議により、平成二十五年十一月二十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十日

鹿児島県霧島市溝辺町有川四九九番地

社団法人明治百年記念姶良中部地区林業振興会

清算人　前田　終止

解散公告（第一回）

当法人は、社員総会の決議により、平成二十五年十一月二十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十日

鹿児島県霧島市霧島田口八番地四

社団法人明治百年記念姶良東部地区林業振興会

清算人　前田　終止

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十日

沖縄県那覇市松川二丁目二番一六号

財団法人ガールスカウト沖縄連盟

代表清算人　山田恵美子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年九月三十日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十日

岩手県宮古市重茂第一地割三七番地の一

財団法人重茂教育振興会

代表清算人　伊藤　隆一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月十九日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十日

岩手県大船渡市盛町字下舘下七番地一六

社団法人大船渡市畜産公社

代表清算人　戸田　公明

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月十一日群馬県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十日

群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町五九四番地

東吾妻町土地開発公社

代表清算人　中澤　恒喜

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年十二月三十一日総務大臣及び国土交通大臣の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十日

埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目四番二一号

さいたま市土地開発公社

代表清算人　内山　繁樹

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十日

千葉市中央区中央四丁目一四番一〇号

社団法人千葉県新都市開発協会

代表清算人　赤田　靖英